令和８年度　第３回那覇市こども政策審議会（※概要）

【議案】

（仮称）那覇市こどもの権利条例制定に向けての取組について

【議案内容】

1. 【背景】

前回審議会で、権利の周知、学校現場の参画、未就学児への伝え方、既存教材の活用、地域バランス、条例は手段であることなどの意見が出された。

2. 【取組の方向性】

- こども政策課、学校教育課、こども教育保育課が連携し、こどもの権利の意識醸成と意見表明のあり方を共同で検討する。
- 未就学児、小学校低学年・高学年、中学生向けの「こどもの権利プログラム」教材を、ワーキンググループと外部有識者の議論により素案から作成する。

3. 【委員からの主な意見】

- ワーキンググループには保護者の視点を取り入れ、学校教育課が積極的に関与すること
- 試行と改善を繰り返すこと
- 発達段階や、児童館・高校生等の場面での活用を考慮すること

4. 【決定事項】

- 教材作成業務は、サポーターズサポターとこどもの権利ネットワーク沖縄の共同事業体に委託し、事務局運営を支援してもらう。
- 委託期間内の完成は必須とせず、令和８年度末までに素案など区切りのある成果物を納入する。令和９年度以降もブラッシュアップを続ける。

5. 【今後の予定】

- ワーキンググループを正式に設置し、議論を開始する（学校教育課指導主事、こども教育保育課保育教諭、外部有識者で構成）。
- 保護者代表を含む外部有識者の構成案を、人権擁護委員協議会やPTA連合会等と調整して検討する。
- 発達段階ごとの内容や事例の選定、プログラムの絞り込み方法を検討し、審議会へ順次情報提供する。
- 教材の提供形態、改訂方法、研修や児童館等での活用について、委託業者と協議し具体案を整理する。